

平成29年7月20日  
総務省行政管理局公共サービス改革推進室

民間競争入札実施事業  
「文化庁メディア芸術祭の企画・運營業務」の評価について（案）

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）第7条第8項の規定に基づく標記事業の評価は以下のとおりである。

記

I 事業の概要等

事 項	内 容
事業概要	平成28年度〔第20回〕メディア芸術祭の企画・運営として、 （ア）実行委員会事務局の設置・運営に関する業務 （イ）コンテストの開催に関する業務 （ウ）文化庁メディア芸術祭（コンテスト）の宣伝・広報に関する業務 （エ）文化庁メディア芸術祭の公式ウェブサイトの企画、構築、運用及び保守管理 （オ）文化庁メディア芸術祭等関連事業との連携に関する業務 （カ）調査・記録・報告等に関する業務
実施期間	平成28年4月1日～平成29年3月31日（単年度事業）
受託事業者	公益財団法人画像情報教育振興協会
契約金額（税抜）	66,665,589円
入札の状況	1者応札（説明会参加＝1者／予定価内＝1者）
事業の目的	平成28年度〔第20回〕文化庁メディア芸術祭は、高い芸術性と創造性を持つ優れたメディア芸術作品を顕彰するとともに、これを鑑賞する機会を提供することにより、メディア芸術の創造とその発展を図り、もって我が国文化の向上と振興に資することを目的として実施するものである。
選定の経緯	公益財団法人による1者入札が続いている状況であり、競争性に課題があったことから平成25年の基本方針において選定。

II 評価

1 概要

市場化テストを継続することが適当である。競争性の確保という点において課題が認められ改善が必要である。

## 2 検討

### (1) 評価方法について

文化庁から提出された平成28年4月から平成29年3月までの実施状況についての報告(別添)に基づき、サービスの質の確保、実施経費等の観点から評価を行う。

### (2) 対象公共サービスの実施内容に関する評価

事 項	内 容	
確保されるべき 質の達成状況	以下のとおり、適切に履行されている	
	確保されるべき水準	評価
	業務の作業方針、スケジュールに沿って業務を確実に 行うこと。	達成
	委託した業務の範囲において、明らかな業務の不備や過 失に起因して業務の実施が不可能な状況にならないこ と。	達成
	応募作品の選考・審査のための審査資料、審査用データベ ースに明らかな業務の不備や過失に起因する重大な事実 の誤認や不備がないこと。	達成
	応募作品について 70 以上の国と地域からの応募、3,900 以上の応募作品数を確保すること。	達成 (87の国・地域か らの応募があ り、応募作品総 数は4,034点)
	受賞作品等を発表する記者発表会には、60 以上の報道機 関の出席を確保すること。	達成 (63機関の出席)
調査・記録・報告等に関する業務においてその内容に重大 な事実の誤認がないこと。	達成	
民間事業者から の改善提案	<p>受賞作品発表会において、従来はマンガ部門の受賞作品設置及び映像資料の 投影のみを行ってきたが、事業者の提案により、今回はアート部門で受賞した インスタレーション作品※の展示や、エンターテインメント部門のパフォーマ ンスの実演などを行った結果、メディアの注目を集めることができ、メディア 芸術祭の発信を効果的に行えることとなった。</p> <p>※(ある特定の室内や屋外などにオブジェや装置を置いて、作家の意向に沿っ て空間を構成し変化・異化させ、場所や空間全体を作品として体験させる芸術 作品。)</p>	

(3) 実施経費

平成 28 年度はメディア芸術祭が 20 周年を迎えるにあたり 20 周年企画展（市場化テストの対象外の事業）を開催した。このため、通常のメディア芸術祭を審査業務（28 年度実施）と展覧会業務（29 年度実施）に年度を分けて行ったため、市場化テストの導入前後での契約額の変動については比較が出来ない。

ただし、29 年度以降は従前ベースに戻るため経費の比較は可能となるため引き続き経費削減の取り組みに期待したい。

〈参 考〉

メディア芸術祭実施経費

(単位：千円)

			27年度	28年度
支出	人件費	統括担当者	8,549	6,201
			1人	1人
		業務担当者	14,248	13,194
			6人	8人
	事業費	謝金	7,675	5,865
		旅費	7,097	675
		借損料	21,866	4,542
		消耗品費	1,668	491
		会議費	3	
		通信運搬費	7,893	369
		雑役務費	119,225	27,260
		保険料	233	
	再委託費等	人件費		
		事業費		
		一般管理費		
小計			188,457	58,597
消費税相当額			2,855	466
一般管理費			19,131	5,906
収入			2,842	58
合計			207,602	64,912

注1：表示単位未満四捨五入の関係で、積み上げと合計は一致しない。

注2：28年度はコンテスト業務及び展覧会業務のうち、コンテスト業務のみ実施。

注3：業務担当者は担当者により業務量・業務期間が異なる。

#### (4) 選定の際の課題に対応する改善

競争性の改善	競争性の課題については、結果として説明会・入札とも1者という状況であり改善が進んでいない。また、平成29年度事業においても実施要項作成時に入札可能な事業者からヒアリングを行うなど改善の試みを行ったが同様の結果になっているところである。
--------	---

#### (5) 評価のまとめ

民間事業者の改善提案については、新たな展示方法の提案がありメディアの注目を集めるなど芸術祭の発進力に寄与したことなどから民間事業者のノウハウと創意工夫の発揮が業務の質の向上に貢献したものと評価できる。

業務の実施にあたり確保されるべき達成目標として設定された質についてはすべて達成されており、27年度の事業評価時には達成できなかった点（報道機関の出席数の確保）についても改善されていることから評価することができる。

経費の削減効果については本年度事業が大幅に変更になったことから比較することは出来ない。

競争性の確保については改善されていない。

#### (6) 今後の方針

以上のおり、競争性の確保という点において課題が認められており、本事業において良好な実施結果を得られたと評価することは困難である。

そのため、文化庁においては、受注可能な事業者の発掘、関連業界等への呼びかけ、事業の複数年度化の検討及び事業分割の検討により競争性の改善を図り市場化テストを継続することにより、民間事業者の創意工夫を活用した公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図っていく必要があるものとする。

以上

平成 29 年 6 月 6 日  
文 化 庁

平成 28 年度 民間競争入札実施事業  
文化庁メディア芸術祭の企画・運営の実施状況について

## 1. 事業概要

### ①. 事業内容

- (ア) 実行委員会事務局の設置・運営に関する業務
- (イ) コンテストの開催に関する業務
- (ウ) 文化庁メディア芸術祭（コンテスト）の宣伝・広報に関する業務
- (エ) 文化庁メディア芸術祭の公式ウェブサイトの企画、構築、運用及び保守管理
- (オ) 文化庁メディア芸術祭等関連事業との連携に関する業務
- (カ) 調査・記録・報告等に関する業務

### ②. 契約期間

平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日

### ③. 受託事業者

公益財団法人画像情報教育振興協会

### ④. 受託事業者決定の経緯

「平成 28 年度文化庁メディア芸術祭の企画・運営業務民間競争入札実施要項」に基づき、入札参加者（1 者）から提出された提案書について、技術審査会において評価した結果、技術評価点について必須項目を全て満した。続いて平成 28 年 2 月 26 日に開札したところ、1 者から入札があり、予定価格の範囲内の入札価格が提示され、技術評価点に入札価格点も含めて総合評価を行った結果、上記の者を落札者とした。

## 2. 確保すべき質の達成状況及び評価

### ①. 確保されるべきサービスの質の達成状況

- (ア) 業務毎の作業方針、スケジュールに沿って業務を確実に行うこと。  
→要件のとおり達成した。
- (イ) 委託した業務の範囲において、明らかな業務の不備や過失に起因して業務の実施が不可能な状況にならないこと。  
→要件のとおり達成した。
- (ウ) 応募作品の選考・審査のための審査資料、審査用データベースに明らかな業務の不備や過失に起因する重大な事実の誤認や不備がないこと。  
→要件のとおり達成した。
- (エ) 応募作品について 70 以上の国と地域数からの応募、3,900 以上の応募作品数を確保する

こと。

→87 の国・地域からの応募があり、応募作品総数は 4,034 点であったため、要件のとおり達成した。

(オ) 受賞作品等を発表する記者発表会には、60 以上の報道機関の出席を確保すること。

→63 機関の出席であったため、要件のとおり達成した。

(カ) 調査・記録・報告等に関する業務においてその内容に重大な事実の誤認がないこと。

→要件の通り達成した。

## ②. 評価

各業務とも実施要項で定めた確保されるべきサービスの質について要求水準を満たしていた。

また、応募してくる国・地域及び応募作品数が過去最多数となっており、本事業が国内外に効果的に発信されていることが確認できる。

なお、当事業実施期間中において、受託事業者は業務改善指示等を受けたり、業務に係る法令違反行為等はなかった。

## 3. 民間業者からの改善提案による実施状況

受賞作品発表会において、従来はマンガ部門の受賞作品設置及び映像資料の投影のみを行ってきたが、今回はアート部門で受賞したインスタレーション作品（ある特定の室内や屋外などにオブジェや装置を置いて、作家の意向に沿って空間を構成し変化・異化させ、場所や空間全体を作品として体験させる芸術。）の展示をするとともに、エンターテインメント部門のパフォーマンスを実演して見せる等、メディアの注目を集めることができ、メディア芸術祭の発信を効果的に行えた。

## 4. 実施経費の状況及び評価

### 評価

平成 28 年度はメディア芸術祭が 20 周年を迎えるにあたり、例年開催している受賞作品展を開催せず、20 周年企画展を開催した。このため、当該事業の審査業務と展覧会業務を切り分けて公募を行ったため、市場化テストの導入前後での契約額の変動については比較が出来ない。

## 5. 評価のまとめ

上記の通り、現受託事業者が実施した当事業のサービスの質は、概ね確保されるとともに当事業の根幹に係る海外からの応募国・地域が増えるとともに、報道機関も 63 社の参加があり、広報業務において民間事業者の創意工夫が発揮され、効果的に事業が実施されたことは評価できる。

## 6. 今後の事業について

今回、審査業務と展覧会業務を切り分けて民間競争入札を実施したが、当事業のうち応募作品の審査から受賞作品の決定・発表までを行う審査業務については、大きな過失なく実施出来た。

今後、入札者数の増加に向けて、当業務における、公共サービスの質、公告期間、入札参加資格、入札手続、情報開示に関する事項等を踏まえた上で、メディア芸術関係団体や有識者などからも継続的にヒアリングを行い、メディア芸術祭の企画・運営業務民間競争入札実施要項の改善を図っていくこととしたい。